

令和5年第3回安城市議会定例会

議案書

(令和5年9月26日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
報 告 第 1 4 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1
報 告 第 1 5 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	3
同 意 第 8 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について【説明書参照】	5
同 意 第 9 号	教育委員会委員の任命について【説明書参照】	7

報告第14号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月26日提出

安城市長 三星元人

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本市の職員が起こした交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額 | 金43,450円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和5年4月13日 午後3時40分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市昭和町地内 |
| (3) 経過 | 上記地内の市道において、対向車両が通行できるよう後退した公用車が、相手方宅のフェンスに接触したものと |
| 3 相手方の損害の程度 | フェンスの損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市100パーセント 相手方0パーセント |

令和5年9月11日専決

安城市長 三星元人

報告第15号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月26日提出

安城市長 三星元人

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- 1 損害賠償額 金25,695円
- 2 事故内容
 - (1) 発生日時 令和5年6月2日 午後7時頃
 - (2) 発生場所 安城市里町地内
 - (3) 経過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの
- 3 相手方の損害の程度 左の前輪の損傷
- 4 過失割合 安城市70パーセント 相手方30パーセント

令和5年9月11日専決

安城市長 三星元人

同意第8号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和5年9月30日をもって固定資産評価審査委員会委員長坂敬子が任期満了となるので、後任として次の者を選任したい。

上記地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年9月26日提出

安城市長 三星元人

記

安城市今池町 住所地番非公表
河 合 友 佳
生年月日非公表

同意第9号

教育委員会委員の任命について

令和5年9月30日をもって教育委員会委員久恒美香が任期満了となるので、後任として次の者を任命したい。

上記地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年9月26日提出

安城市長 三星元人

記

安城市池浦町 住所地番非公表

久 恒 美 香

生年月日非公表